



発信者情報開示等仮処分命令申立書



平成27年11月21日

和歌山地方裁判所 御 中



(送達場所) 〒243-0018

神奈川県厚木市中町4-4-10

アイディーコート本厚木シティーゲート201号

葉山法律事務所弁護士法人厚木事務所

Tel 046-297-3415 Fax046-297-3416

債権者代理人弁護士 葉 山 岳 夫

(第二東京弁護士会所属)



同 所

同 弁護士 高 橋 暁 子

(横浜弁護士会所属)



〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-7-8

セントヒルズ池袋1201

中小路法律事務所

債権者代理人弁護士 中 小 路 大

(第二東京弁護士会所属)



債権者、債務者の表示 別紙当事者目録記載のとおり



申 立 て の 趣 旨

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報開示対象発言目録にかかる別紙発信者情報目録記載の情報を仮に開示せよ。
 - 2 債務者は、別紙発言目録1～4記載の発言に係る情報を仮に削除せよ。
 - 3 債務者は、本申立書、添付書類及び疎明資料をアップロードしてインターネット上に情報を流通させてはならない。
- との裁判を求める。

申 立 て の 理 由

第1 当事者

- 1 債権者は、和歌山県にある宗教法人である。債権者は、熊野三山（本宮、速玉、那智各大社）の中心であり、全国に3000社以上ある熊野神社の総本宮である。平成16年には、「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として、世界遺産（文化遺産）に登録された。今回、名誉・信用毀損投稿がなされた。
- 2 債務者は、インターネットサイト「和ネット」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>、以下、「本件掲示板」という。)を設置・運営し、そのシステムを管理する者である。

本件掲示板は、いわゆるインターネット掲示板であり、誰もが匿名で記事を投稿することが可能で、本件掲示板にアクセスしてきた者は投稿された記事を誰でも閲覧することが可能である。したがって、本件掲示板は、「特定電気通信」に該当する（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「法」という。）2条1号）。

また、本件掲示板を通じた「特定電気通信」のために債務者が管理する端末機器、サーバ、交換機（ルータ等）、ケーブル等、あるいはこれらの結合は、上記「特定電気通信」の用に供される電気通信設備であるから、法2条2号の「特定電気通信設備」に該当する。

そして、債務者は、上記特定電気通信設備を用いて、本件掲示板への投稿とこれを閲覧すべくアクセスしてきた者との通信を媒介し、または特定電気通信設備をこれらの他人の通信の用に供する者であるから、法2条3号の「特定電気通信役務提供者」に該当する。

以上からすれば、債務者は、法4条1項の「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」（以下「開示関係役務提供者」）に該当する。

第2 被保全権利

1 発信者情報開示請求権

(1) 法4条1項は、「特定電気通信による情報の流通によって権利を侵害されたとする者」が、開示関係役務提供者に対し、発信者情報開示をするための要件として、①「侵害情報の流通によって開示請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」（以下、「権利侵害の明白性」という。同項1号）、②当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」（以下「正当理由」という。同項2号）を要求している。

(2) 権利侵害の明白性

ア 権利侵害の明白性とは、権利の侵害の事実のみならず違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存しないこと（ただし真実相当性については除く）を指す。

イ 氏名不詳者らは、平成26年4月11日、債務者の運営する本件掲示板の、「田辺市・西牟婁郡」のカテゴリ内に、「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫！（<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2489>）」というスレッドを立ち上げ、別紙発言目録記載2の発言をした（甲第1号証）。



ウ 氏名不詳者らは、平成27年7月5日、「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2845>)」というスレッドを立ち上げ、別紙発言目録記載3の発言をした（甲第2号証）。

エ 氏名不詳者らは、平成27年7月29日、「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2873>)」というスレッドを立ち上げ、別紙発言目録記載4の発言をした（甲第3号証）。

オ 別紙発言目録1～4記載の発言は、以下の通り、債権者の名誉・信用を毀損した。

（ア）別紙発言目録1記載の、当該スレッドのタイトルは、債権者の神職と巫女が不倫を行った旨断定するものであり、これ自体が債権者の名誉・信用を毀損するものである。

（イ）別紙発言目録2記載の発言1、2、3、4、5、6、10、13、16、17、20、24、25、28、31、36、45、47、52、55、57、58、59、61、65、66、77、78、80、84、88、90、98、99、100、102、103、104、106、110、112、114、115、117、118、126、127、128、129、134、135、139、141、147、150、152、156、157、160、161、164、165、166、168、176、177、180、187、192、193、201、206、207、215、216、222、230、231、234、236、237、254、255、257、275、290、293、294、295、301、303、307、311、313、316、317、318、320、334、335、340、344、347、348、355、361、365、367、373、376、380、392、395、別紙発言目録3記載の発言20、別紙発言目録4記載の発言2、4、5は、債権者の職員同士が不貞行為を行っ

たと断定するもので、一般人に対し、債権者が職員の監督能力を欠いた法人であるとの印象を与えるものである。

(ウ) 別紙発言目録2記載の発言38、75、153、158、161、166、187、189、192、197、198、208、210、211、212、214、220、226、227、228、235、239、245、249、252、253、257、259、260、267、271、278、314、319、324、329、332、346、358、370、372、375、384、386、388、389、390、394、別紙発言目録4の発言3は、債権者の職員が「最低最悪の女（別紙発言目録2、38）」「男好き（別紙発言目録2、220）」「高校の時も彼女いる男子盗ろうとしてた（別紙発言目録2、259）」、「自己中のわがままな女（別紙発言目録2、319）」、「ヤリマン（別紙発言目録2、394）」である等発言するとか、当該職員になりすまして「不倫なんかみんなしてるよww（別紙発言目録2、214）」等みだらな発言をする等して職員の人格を貶め、一般人に対し、債権者が不適切な人物を雇用しているとの印象を与えるものである。

(エ) 別紙発言目録2の発言4、6、31、66、177、217、218、241、289、367、369、380、別紙発言目録3の発言28は、債権者の職員同士の不貞関係が複数存在することを伺わせ、一般人に対し、債権者が不貞行為を行う職員に対する監督能力を欠いた法人であるとの印象を与えるものである。

(オ) 別紙発言目録2の発言57、103、105、138、178、187、336、337、338、340、342、347、392、別紙発言目録3の発言1、3、8、12、15、16、18、20、21、24、25、26は、債権者の代表役員たる宮司が不貞行為を行っており、一般人に対し、代表者が不適切な人物であるとの印象を与えるものである。

(カ) 別紙発言目録2の発言7、15、19、29、33、42、44、57、74、82、85、91、116、129、174、181、

190、191、203、205、209、270、274、276、277、309、327、330、354、364、374、381、別紙発言目録3の発言5、22、27、別紙発言目録4の発言1は、(イ)～(オ)の内容以外で、「ヤタガラスとやらは、3本脚で有名やけども神職の場合は、自分の2本脚と間に付いてるのも含めて3本の計算でつか? (別紙発言目録2、15)」、「不倫がばれてる不倫大社なら、霊剣あらたかなパワーや (別紙発言目録2、33)」、「熊野本宮大社はそもそも、神聖じゃないよ。単なる金儲けの場所や。(別紙発言目録2、181)」等、一般人に対し、債権者が不倫を推奨する、品格を欠いた法人であるとの印象を与えるものである。

カ 本件各発言は、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として読んだ場合、債権者の社会的評価を低下させることは明らかである。そして、本件各発言は真実ではない (甲第6号証)。

したがって、本件各発言については、違法性阻却事由の要件を満たすものではない。

以上からすれば、債権者が、本件各発言によって名誉権の侵害を受けていることは明白であって、権利侵害の明白性の要件を満たす。

(3) 正当理由について

債権者は、上記名誉毀損による不法行為に基づき、氏名不詳者に対して損害賠償 (民法709条) 等を求めるため、債務者に対し、本件発信者の氏名または名称、住所、電子メールアドレス、侵害情報に係るIPアドレス、タイムスタンプ、侵害情報に係る携帯電話端末またはPHS端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号及び侵害情報にかかるSIMカード識別番号の開示を求めるものであるから、正当理由の要件も充足している。

(4) よって、債権者は、債務者に対し、法4条1項に基づき、別紙発信者情報目録記載の情報を開示する権利を有する。



2 削除請求権

(1) 名誉を毀損された者は、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求として、行為者に対し、現に行われている侵害行為の差止めを求めることができる。

(2) 本件掲示板に書き込みを行う場合、当該投稿のパスワードを入力することとなっており、書き込まれた情報は、本件掲示板の管理者である債務者または当該投稿を行った者しか削除できない。一方、掲示板を運営、管理する債務者にとって、本件各発言を削除することは極めて容易な作業であり、何らの費用も要しない。

(3) よって、債権者は、債務者に対し、人格権に基づく妨害排除請求として、本件各発言を削除する権利を有する。

3 本申立書のアップロードによる名誉・信用毀損

債務者は、発信者情報開示請求、情報の削除請求（仮処分によるものを含む）を受けた場合、「和ネット」にスレッドを立て、訴状、仮処分の申立書、書証等をアップロードし、不特定多数人に閲覧させている（甲第4号証の1～3）。しかしながら、かかる訴状等は、権利者がその名誉・信用を毀損すると主張している情報が含まれており、訴状等のアップロードは、新たに権利者の名誉等を毀損する情報の発信である。この場合、債務者は、発信者（法2条4号）に該当し、同法第3条1項但書により、損害賠償につき免責を受けることができず、かかるアップロードは違法である。

よって、債権者は、本申立書を「和ネット」上にアップロードされない権利を有する。

第3 保全の必要性

1 債権者は、債務者に対する本件各発言の削除及び発信者情報の開示請求、及び、発言を行った氏名不詳者らに対する損害賠償請求、刑事



告訴等を準備中である。

- 2 本件掲示板は、メールアドレス等の個人情報を入力することなく書き込みすることが可能で、債務者は発信者情報として投稿者の IP アドレス及びタイムスタンプしか保有していないと思われる。尚、債務者が投稿者の氏名等の情報を保有している可能性もあるので、念のため、別紙発信者情報目録記載の各情報の開示も求める。そして、債務者が投稿者の氏名等の情報を保有していない場合には、債務者から IP アドレスの開示を受けた後、経由プロバイダに対して発信者情報（発信者の住所・氏名）の開示請求を行うことになるが、経由プロバイダにおける発信者情報の保存期間が2～3ヶ月と短く、債務者から早急に IP アドレスの開示を受け、その内容から特定される経由プロバイダに対して発信者の住所、氏名の開示請求を行わなければ、発信者の住所・氏名を特定することが不可能となる。
- 3 そして、本件各発言が現在もなお債務者サイトに掲載され、不特定多数人がいつでも閲覧可能な状態にあり、債権者の名誉毀損行為が継続していることにより、債権者には甚大な損害が生じているところ、早急に債務者による発信防止措置を行わせるべく、保全手続きによる迅速な侵害状態からの回復が不可欠である。
- 4 また、第2、3に記載のとおり、債務者は、従前の例から判断して、本仮処分申立書、疎明資料等を「和ネット」にアップロードして不特定多数人に閲覧させる可能性が非常に高い。この場合、債権者の名誉・信用が新たに毀損されるのであるから、これを仮に差し止める必要がある。

第3 結論

よって、債権者は、本件仮処分命令の申し立てに及んだ次第である。

以上



疎 明 方 法

- 1 甲第1号証 和ネット掲示板「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫！」をプリントアウトしたもの
- 2 甲第2号証 和ネット掲示板「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」をプリントアウトしたもの
- 3 甲第3号証 和ネット掲示板「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」をプリントアウトしたもの
- 4 甲第4号証の1 和ネット掲示板「削除依頼」をプリントアウトしたもの
- 5 甲第4号証の2 和ネット掲示板「IPアドレス開示依頼」をプリントアウトしたもの
- 6 甲第4号証の3 和ネット掲示板「(株)ユーアイホテル(那智勝浦町)発信者情報開示・投稿削除仮処分申立」をプリントアウトしたもの
- 7 甲第5号証 w b s 和歌山放送ラジオのホームページをプリントアウトしたもの
- 8 甲第6号証 陳述書

附 属 書 類

- | | |
|---------|-------|
| 1 訴訟委任状 | 1 通 |
| 2 資格証明書 | 1 通 |
| 3 疎明書類 | 各 1 通 |

当 事 者 目 録

〒647-1731 和歌山県田辺市本宮町本宮 1 1 1 0 番地
債権者 熊野本宮大社
代表役員宮司 九鬼家隆

(送達場所) 〒243-0018 神奈川県厚木市中町 4 - 4 - 1 0
アイディーコート本厚木シティーゲート 2 0 1 号
葉山法律事務所弁護士法人厚木事務所
Tel 046-297-3415 Fax046-297-3416
債権者代理人弁護士 葉 山 岳 夫
(第二東京弁護士会所属)

同 弁護士 高 橋 暁 子
(横浜弁護士会所属)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3 - 7 - 8
セントヒルズ池袋 1 2 0 1
中小路法律事務所
Tel 03-5391-4330 Fax050-3737-7352
債権者代理人弁護士 中 小 路 大
(第二東京弁護士会所属)

〒640-8152 和歌山県和歌山市十番丁 7 2
カサ・デ まるのうち 2 0 1
債務者 吉 田 益 夫

発信者情報目録

- 1 氏名・または名称
- 2 住所
- 3 電子メールアドレス
- 4 IPアドレス
- 5 タイムスタンプ
- 6 侵害情報にかかる携帯電話端末または PHS 端末からのインターネット
接続サービス利用者識別符号
- 7 侵害情報にかかる SIM カード識別番号（個体識別番号）